

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和3年3月31日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

1 人権同和教育啓発課

監査実施期間 令和元年11月8日から令和2年2月6日まで

(1) 旅費及び費用弁償について

旅行命令の決裁区分の誤り及び旅費の算定誤りが見受けられた。

また、復命書の記載事項に不足しているものがあった。

関係法令等に基づき適正に事務処理を行われたい。

(措置結果)

旅行命令の決裁区分の誤りについては、必要に応じ補正し事後決裁を受けた。

旅費の算定誤りについては、正当額にて精算し、差額を戻入した。

監査指摘以後の旅行については、別府市文書管理規程に基づき適正な復命書を作成している。

また、同様のミスが発生しないよう、各指摘内容について所属職員へ周知し、事務の適正執行に努めている。

2 農業委員会事務局

監査実施期間 令和元年8月20日から令和元年11月7日まで

令和2年1月15日から令和2年3月5日まで

(1) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬（基本給）について、委員の就退任が月途中の場合における日割計算で、算定の基礎となる在籍日数に誤りが見受けられた。報酬の算定については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

平成30年度の報酬であるが、財政課と協議し、令和元年度において、誤差のある1日分の報酬を支出した。

(2) 農地転用に係る事務について

令和元年10月23日に農地転用に係る収賄の疑いで農業委員会会長が逮捕された事件は、本市行政の信頼性を大きく傷つけるものであったが、監査対象に対する書類調査やヒアリングの結果として監査した限りにおいては、農業委員会事務局の事務

的及び組織的な関与が疑われるものではなく、また、農地転用に係る申請、許可に至るまでの業務においても重大な指摘事項は見受けられなかった。

しかし、今回の事件は組織の長が関わるという重大な問題であるため、再発防止のため、組織全体の内部統制体制を見直し、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の活動、農業委員会事務局の日常業務を含め、リスク管理という視点を意識した組織体制を構築するよう強く要望する。

(措置結果)

農地転用に係る収賄の疑いで元農業委員会会長が逮捕された件について不起訴となったとはいえ、別府市農業委員会に向けられる目は厳しいものがあつた。

今後二度とこのような疑いがかけられることがないように、委員自らの手で別府市農業委員会倫理規程を作成するため、委員・事務局一丸となつて何度も協議を重ね、令和2年2月21日「別府市農業委員会倫理規程」を作成公示しホームページにも掲載した。

「農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会に課せられた社会的使命を今一度胸に刻み、係る社会的使命を果たすために、職務の執行の公平さに対する市民の信頼を確保するため、農業委員等に求められる倫理規範を確認し、職務遂行の礎とするため、この規定を制定するという前文を示した。

第5条には、「報・連・相と組織的対応」を謳い、早期に不祥事の芽を摘み、農業委員会を挙げて組織的対応をすることを徹底することとした。平成31年度から上記補助金について、別府市補助金等交付規則に基づき、補助決定（補助指令）額の変更が生じた場合は変更に係る通知をするようにしている。